

四日市市告示第510号

四日市市経営発展支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年8月25日

四日市市長 森 智広

四日市市経営発展支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市経営発展支援事業費補助金交付要綱（令和4年四日市市告示第503号）の一部を次のように改正する。

第6号様式を次のように改める。

住 所

氏 名

経営発展支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった経営発展等支援事業費補助金については、四日市市経営発展等支援事業費補助金交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

1. 補助金の額

円

2. 補助金の対象となる事業

3. 補助金等の交付条件

- (1) 補助金等に関する法令、規則及び交付要領に定めるところの条件に従わなければならない。
- (2) 事業の変更又は、事業の遂行が困難なときは、速やかに報告すること。
- (3) この補助金に係る帳簿及び証拠書類を補助事業終了の年次の次の年度から5か年整理保存しなければならない。
- (4) 示された条件に従わない場合は、補助金の返還を命じることがある。
- (5) この事業に係る一切のことについて、市、県及び国が監査を行うことがある。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(商工農水部農水振興課)